

## 県内初

# 「特定地域づくり事業協同組合」の認定証交付式を開催します！

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、県内初の「特定地域づくり事業協同組合」の認定を行うこととなりました。つきましては、以下のとおり認定証交付式を開催し、知事から組合に認定証の交付を行います。

### 1 日時

令和7年9月18日（木曜日）9時30分から10時00分まで

### 2 場所

県庁本館 11階 第三応接室

### 3 認定団体

(1) 名称：

島ワーク派遣事業協同組合（代表理事：大塚 一步 氏）

(2) 認定日：

令和7年9月18日（木曜日）

(3) 所在地（活動地区）：

香川県小豆郡（土庄町、小豆島町）

(4) 事業概要：

数名の郡内出身者や移住者等を雇用し、両町内の組合員事業所に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づいて職員派遣を行う。

### 4 認定式出席者

島ワーク派遣事業協同組合 代表理事 大塚 一步 様

土庄町 町長 岡野 能之 様

小豆島町 町長 大江 正彦 様

香川県 知事、政策部長、政策部次長

### 5 内容

島ワーク派遣事業協同組合への認定証の交付及び記念撮影、歓談

# (参考) 特定地域づくり事業協同組合の認定について

## 1 特定地域づくり事業協同組合制度について

- ・令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、地方の農山漁村等における人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保するための枠組みとして制定された制度。
- ・特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等で、特定地域づくり事業組合の組合員となる複数の事業者に対して、組合で雇用する労働者を派遣するもの。
- ・対象地域の市町が組合運営費（派遣職員人件費及び事務局運営費）を補助する場合、市町は特定地域づくり事業推進交付金（総務省所管）や特別交付税措置による国の財政支援を受けることができる。
- ・本制度を活用し、地域全体の複数の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出することで、地域産業の人材確保を図るとともに、労働者を地域外から獲得することにより、移住者の獲得につなげることができる。
- ・全国では125組合が認定されている。（令和7年8月1日時点）

## 2 島ワーク派遣事業協同組合について

- (1) 設立時期 令和7年8月5日
- (2) 地区 香川県小豆郡（土庄町、小豆島町）
- (3) 代表理事 大塚 一步氏（(特非) 小豆島坂手ポートターミナル振興協議会専務理事）
- (4) 組合員 (特非) 小豆島坂手ポートターミナル振興協議会、(一財) 小豆島オリーブ公園、小豆島交通（株）、(一社) 小豆島観光協会
- (5) 派遣開始時期 令和8年4月～（予定）
- (6) 採用予定人数 5名程度（令和8年度）

### <特定地域づくり事業協同組合制度の概要>

